

## 土木工事主要提出書類チェックリスト

- ・チェック欄には、不要なものは「×」、提出済みには「レ」を記入し、適切に処理すること。
- ・※印は監督員が指示する場合にのみ提出等が義務づけられている書類である。

番号	提出書類等	様式有無	チェック	ホームページ名称	提示時期	対象工事	請負者	宛名	契約約款	共通仕様書	選択
1	建設リサイクル法第12条関係様式(説明書)	●	<input type="checkbox"/>	リサイクル02	落札者決定時～契約まで	請負代金額500万円以上で、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事または特定建設資材を使用する新築工事等の場合	提出	発注者			500万円以上
2	建設リサイクル法第13条関係様式(分別解体等の方法)	●	工事担当 <input type="checkbox"/> 契約担当 <input type="checkbox"/>	リサイクル02	事約落札者決定時～契約まで(工事担当の確認後、契約担当へ提出)	請負代金額500万円以上で、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事または特定建設資材を使用する新築工事等の場合	提出	—			500万円以上
3	建設業退職金共済制度証紙購入証明書	×			契約時(契約担当へ提出)	工場製作を除く全ての工事	提出	—		1-1-50 保険の付保及び事故の補償	工場制作をのぞく全て
4	次のいずれかの証明書 ①契約保証金の納付 ②銀行等の金融機関の保証 ③前払い保証事業者の保証 ④公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証 ⑤履行保証証券(定額てん補方式)契約の締結		<input type="checkbox"/>		契約時(契約担当へ提出)	当初設計金額300万円以上の工事	提出	—	(契約の保証)第4条		300万円以上
5	建設労災補償制度(任意労災)の加入証明書の写し	×			契約時(契約担当へ提出)	請負金額500万円以上の工事	提出	—			500万円以上
6	課税事業者届出書または免税事業者届出書	●	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	契約01	契約時(契約担当へ提出)	全ての工事	提出	発注者			全て
7	・前払金保証証書 ・中間前払金保証証書	×			(前金払)契約時(契約担当へ提出) (中間前払)請求時(契約担当へ提出)	(前金払)当初請負代金額300万円以上の任意の工事 (中間前払)当初請負代金額1000万円以上の工事	提出	—			
8	・請求書(前払金)(中間前払金) ・中間前払金認定請求書(中間前払金) ・工事履行報告書	●	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	契約02 契約03	(前金払)契約時(契約担当へ提出) (中間前払)請求時(契約担当へ提出)	(前金払)当初請負代金額300万円以上の任意の工事 (中間前払)当初請負代金額1000万円以上の工事	提出	発注者	(前金払及び中間前払)第34条	1-1-29 部分払検査等	
9	中間検査の実施項目、時期の協議	×			工事着工前	当初請負対象金額5000万円以上(低入札工事は3000万円以上)の工事を対象とするが、別途指示する工事を含む	協議	—			5,000千万以上
10	「施工確認及び施工把握」の実施項目、時期の協議	×			工事着工前	全ての工事	協議	—			全て
11	(工事実績データ作成、登録(CORINS入力システム))登録のためのお願い、登録内容確認書	×			受注、変更、竣工及び訂正時事業があつてから10日以内	請負金額500万円以上の工事	提出	—		1-1-6 工事実績データの登録	500万円以上

# 土木工事主要提出書類チェックリスト

・チェック欄には、不要なものは「×」、提出済みには「レ」を記入し、適切に処理すること。  
 ・※印は監督員が指示する場合にのみ提出等が義務づけられている書類である。

番号	提出書類等	様式有無	チェック	ホームページ名称	提示時期	対象工事	請負者	宛名	契約約款	共通仕様書	選択
12	工程表	●	当初□ 変更□	施工09	契約後7日以内	全ての工事 次に示すいずれかに該当する場合に限り省略可。ただし、監督員から提出の指示がある場合省略不可。 ①当初の契約工期30日未満の工事の当初工程表。 ②①のうち、工期が30日以上になった変更工程表。ただし、工期延伸によ60日以上となる場合には省略不可。 ③契約変更時の残工期が30日未満の変更工程表。 ④契約変更し工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表。 ⑤契約後7日以内に施工計画書を提出する工事は省略可	提出	発注者	(工程表及び請負代金内訳書)第3条	1-1-4 工程表	
13	現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書等 ・技術者取得資格証明書の写し ・実務経歴証明書 ・監理技術者資格者証の写し ・現場代理人の雇用確認資料 ・主任技術者等の雇用確認資料 ・親会社及びその連結子会社との出向社員の場合の確認資料 低入札工事の専任配置技術者選任(変更)通知書 ・技術者取得資格証明書の写し ・実務経歴証明書 ・雇用確認資料(健康保険証の写し等)	●	当初□ 変更□	施工01 施工02 施工03 施工04	請負金額2500万円以上の工事:入札後契約前 請負金額2500万円未満の工事:契約後7日以内 変更:変更日から5日以内	全ての工事  低入札工事の専任配置技術者選任通知書:低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事	提出	発注者	(現場代理人及び主任技術者等)第10条  (工事関係者に関する措置請求)第12条	1-1-14 土木施工管理技術検定制度等の活用  1-1-15 現場代理人及び主任技術者等	全て
14	着手予定届	●	□	施工10	契約後7日以内	請負金額200万円未満の工事で「現場代理人及び主任技術者等専任通知者」を契約後7日以降に提出する場合	提出	発注者	(現場代理人及び主任技術者等)第10条	1-1-11 工事の着手 1-1-15 現場代理人及び主任技術者等	200万円未満
15	技術者台帳		当初□ 竣工□		契約後7日 内容変更:変更日から5日以内 しゅん工検査請求書提出時	元請・下請負金額200万円以上の全ての工事(徳島県内に主たる営業所を有する施工業者)	提出	—	(現場代理人及び主任技術者等)第10条	1-1-15 現場代理人及び主任技術者等	200万円以上
16	・施工体制台帳の写し ・再下請負通知書の写し ・施工体系図の写し ・下請の契約書等の写し	● ● ● —	□ □ □ □	施工04 施工05 施工07	契約後14日以内 内容変更:変更日から5日以内	請負金額200万円以上の工事 ただし、交通誘導員を配置する場合は全ての工事	提出	—	(一括委任又は一括下請負の禁止)第6条 (下請負人の通知)第7条	1-1-13 施工体制台帳	200万円以上
17	施工計画書	×	当初□ 変更□		工事着手前 内容変更:変更部分の工事に着手する前に、その都度(数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合を除く。)	請負金額 5,000万円以上の工事 低入札価格調査制度の調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事) 仕様書に明記のある工事	提出	—		1-1-5 施工計画書	5,000万円以上

# 土木工事主要提出書類チェックリスト

・チェック欄には、不要なものは「×」、提出済みには「レ」を記入し、適切に処理すること。  
 ・※印は監督員が指示する場合にのみ提出等が義務づけられている書類である。

番号	提出書類等	様式有無	チェック	ホームページ名称	提示時期	対象工事	請負者	宛名	契約約款	共通仕様書	選択
18	※)工事測量結果		<input type="checkbox"/>		工事着手前(特に明示なし)	※)監督員が指示する工事	提出	—		1-1-44 工事測量	指示
19	通行制限等書類	×	<input type="checkbox"/>		工事着手前(特に明示なし)	供用中の道路に係る工事	各機関に提出	—		1-1-41 交通安全管理	
20	生コンクリート使用届 ・品質管理結果資料(材料試験結果, 配合報告書等)	●	<input type="checkbox"/>	施工管理01	使用前 検査請求書提出時まで	設計図書のJIS製品生コンを使用する工事	提出	発注者	(工事材料の品質及び検査等) 第13条 (監督員の立会及び工事記録の整備等) 第14条	確認	
21	生コンクリート(JIS製品)使用承諾願 ・品質管理結果資料(材料試験結果, 配合報告書等)	●	<input type="checkbox"/>	施工管理02	使用前 検査請求書提出時まで	設計図書の仕様外のJIS製品の生コンを使用する工事	承諾願	発注者			
22	生コンクリート(JIS製品外)使用承諾願 ・品質管理結果資料(材料試験結果, 配合報告書等)		<input type="checkbox"/>		使用前 検査請求書提出時まで	JIS製品外の生コンを使用する工事	承諾願	発注者			
23	生アスファルト合材使用届 ・品質管理結果資料(材料試験結果, 配合設計書等)	●	<input type="checkbox"/>	施工管理03	使用前 検査請求書提出時まで	認定工場の生アス合材を使用する工事提出監督員	提出	発注者	(工事材料の品質及び検査等) 第13条 (監督員の立会及び工事記録の整備等) 第14条	確認	
24	生アスファルト合材使用承認願 ・品質管理結果資料(材料試験結果, 配合設計書等)		<input type="checkbox"/>		使用前 検査請求書提出時まで	認定工場以外の生アス合材を使用するために承諾を要する工事	承諾	発注者			
25	材料使用届 ・品質管理資料等	●	<input type="checkbox"/>	施工管理04	使用前 検査請求書提出時まで	JIS製品(生コン, 生アス除く)	提出	発注者	(工事材料の品質及び検査等) 第13条 (監督員の立会及び工事記録の整備等) 第14条	確認	
26	材料使用承諾願 ・資材使用承諾(変更)願 ・品質管理資料等	● —	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	施工管理05	使用前 検査請求書提出時まで	土木工事共通仕様書第2章第2節指定材料等(p31)(生コン, 生アス除く)「資材使用承諾に係る対象資材一覧表」による通知があった工事	承諾願	発注者			
27	路盤材等の骨材の試験結果等 ・安定処理剤の試験成績表 ・瀝青材等の品質証明書 ・品質管理結果資料	×	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		使用前 検査請求書提出時まで	路盤材等を使用する工事 安定処理を行う工事 瀝青材料を使用する工事	提出	—	(工事材料の品質及び検査等) 第13条 (監督員の立会及び工事記録の整備等) 第14条	確認	
28	・石の試験成績表 ・見本	×	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		使用前 使用前	捨石, 被覆石を使用する工事					
29	施工前条件がわかる資料 吹付コンクリート配合報告書又はモルタル配合報 ・品質管理資料等 告書	×	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		使用前 検査請求書提出時まで	吹付コンクリート及びモルタルを使用する工事					

## 土木工事主要提出書類チェックリスト

- ・チェック欄には、不要なものは「×」、提出済みには「レ」を記入し、適切に処理すること。
- ・※印は監督員が指示する場合にのみ提出等が義務づけられている書類である。

番号	提出書類等	様式有無	チェック	ホームページ名称	提示時期	対象工事	請負者	宛名	契約約款	共通仕様書	選択
30	木材使用届 ・「産地認証」証明書 ・材料使用承諾願(26と同じ) ・県産木材使用実績報告書 ・協議願	● — ●	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	施工管理 06 施工管理 07	使用前 変更指示後 完了後 県産木材を使用できなくなった 場合	徳島県産材の使用が明示された工事		発注者 監督員	(工事材料の品質及び検査等) 第13条 (監督員の立会及び工事記録の整備等) 第14条	第2章 材料 第1節 摘要	神山は使用明示しない
31	火薬使用計画書		<input type="checkbox"/>		使用前	火薬を使用する工事	各機関 に提出	—		1-1-36 爆発及び火災の防止	
32	土壌硬度試験及び土壌試験結果		<input type="checkbox"/>		施工前	種子吹付工, 客土吹付工提出—	提出	—		2-14-2 植生工	
33	再生資源利用計画書(実施書):電子データ (CREDAS入力システム)	システム	実施 <input type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/>		計画書:施工前 実施書:工事完了後すみやかに	請負代金額500万円以上で、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事または特定建設資材を使用する新築工事等の場合	提出	—		1-1-23 建設副産物	500万円以上
34	再生資源利用促進計画書(実施書):電子データ (CREDAS入力システム)	システム	実施 <input type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/>		計画書:施工前 実施書:工事完了後すみやかに	請負代金額500万円以上で、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事または特定建設資材を使用する新築工事等の場合	提出	—		1-1-23 建設副産物	500万円以上
35	建設発生土搬出調査	●	<input type="checkbox"/>		検査請求書提出時まで	建設発生土を工事現場から搬出する工事	提出	発注者		1-1-23 建設副産物	
36	引き渡し調書:根株・伐採木・末木枝条	●	<input type="checkbox"/>		検査請求書提出時まで	根株等及び剥ぎ取り表土を利用及び再生処理する工事	提出	発注者		1-1-23 建設副産物	
37	建設汚泥の自工事現場内再生利用計画書(計画時) 建設汚泥の自工事現場内再生利用計画書(変更時) 建設汚泥の自工事現場内再生利用実績報告書(完了時) (写真, 凝集剤等の安全性を示す資料, その他必要な資料を添付)	●	当初 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/>		計画時 計画変更時 再生利用完了後	建設汚泥を自工事現場内で盛土材料等の建設資材として再生利用する工事	提出	—			
38	※)安全訓練等実施計画書 安全訓練等実施報告書	● ●	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	その他01 その他02	計画書:工事着手前 報告書:請求後直ちに提示 (提出不要)	※)安全訓練等実施計画書は、施工計画書を提出する工事、又は監督員が特に指示する工事のみ対象 安全訓練等実施報告書は、監督員が請求する工事	提出 提示	—		1-1-35 工事中の安全確保	
39	・残土受入地及び土取り場の資料 ・土量の確認資料	×	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		搬入前 検査請求書提出時まで	残土の受入地及び土取り場を指定している工事	提出	—		2-3-1 一般事項 2-4-1 一般事項	
40	※)コンクリートの打設計画高さ	×	<input type="checkbox"/>		工事着手前	※)監督員が指示した工事	提出	—		5-3-8 コンクリート打込み	指示工事
41	六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)の試験結果(計量証明書)	×	<input type="checkbox"/>		試験後すみやかに	セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用を行う工事	提出	—			

# 土木工事主要提出書類チェックリスト

・チェック欄には、不要なものは「×」、提出済みには「レ」を記入し、適切に処理すること。  
 ・※印は監督員が指示する場合にのみ提出等が義務づけられている書類である。

番号	提出書類等	様式有無	チェック	ホームページ名称	提示時期	対象工事	請負者	宛名	契約約款	共通仕様書	選択
42	・支給材料及び貸与品受領書(借用書) ・支給品精算書	×	<input type="checkbox"/>		受領書(借用書):引渡日から7日以内 支給品精算書:精算時点	支給材料, 貸与品がある場合の工事	提出	—	(至急材料及び貸与品) 第15条	1-1-21 支給材料及び貸与品	
43	事実が確認できる資料:現場地形図, 設計図との対比図, 取り合い図, 施工図等	×	<input type="checkbox"/>		発見後直ちに	設計図書の不備や現場との相違等が判明した場合	提出	—	(条件等変更) 第18条 (設計図書の変更) 第19条	1-1-3 設計図書の照査等	
44	土質の確認資料	×	<input type="checkbox"/>		発覚した時点:通知(確認) 検査請求書提出時まで(発覚した時点で提出することが望ましい):提出	土工で土質区分等を指定している工事で当初設計と相違する場合	通知・提出		(条件等変更) 第18条 (設計図書の変更) 第19条	2-3-1 一般事項 2-4-1 一般事項	
45	工事期間延伸願	●	<input type="checkbox"/>	契約04	変更事由が生じてから速やかに	乙の請求による工期の延長の場合	提出	発注者	(乙の請求による工期の延長) 第21条 (工期の変更方法) 第23条	1-1-20 工期変更	該当工事
46	賃金水準又は物価水準の変動に基づく請負代金額の変更(乙からの請求)	×	<input type="checkbox"/>		変更事由が生じてから速やかに	工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となった工事		—	(賃金水準又は物価水準の変動に基づく請負代金の変更) 第25条		
47	現場発生品調書	●	<input type="checkbox"/>	その他03	発生した時点(特に明示なし)	現場発生品のある工事	提出	監督員		1-1-22 工事現場発生品	
48	施工時期および施工時間の変更書類 ・休日・夜間作業届 ・事故発生時連絡者届出書	●	<input type="checkbox"/>	その他09	施工前 施工前	施工時期および施工時間の変更がある工事(官公庁の休日又は夜間に作業を行う工事)	提出	—		1-1-45 施工時期および施工時間の変更	
49	※) 工事履行報告書	●	毎月 <input type="checkbox"/>	施工11	翌月5日まで(毎月)	※) 監督員が指示した工事	提出	—	(履行報告) 第11条	1-1-33 履行報告	指示工事
50	加熱加工鉄筋の調査・試験資料等	×	<input type="checkbox"/>		監督員の請求があった時もしくは検査請求書提出時まで	鉄筋を熱加工する場合	提出	—		3-7-3 鉄筋の加工	該当工事
51	・ガス圧接資格証明書の写し ・品質管理資料等	×	<input type="checkbox"/>		検査請求書提出時まで(特に明示なし) 事前が望ましい 検査請求書提出時まで	ガス圧接を行う工事	提出	—		7-3-6 ガス圧接	該当工事
52	・処分(処理)状況の分かる写真 ・一般廃棄物受取伝票等	×	<input type="checkbox"/>		完了時 (検査請求書提出時まで)	一般廃棄物の搬出を伴う工事	提出	—			該当工事
53	各台帳, マイクロフィルム等	×	<input type="checkbox"/>		完了時 (検査請求書提出時まで)	台帳, マイクロフィルム等の提出が特に必要な工事	提出	—		1-1-47 提出書類	該当工事
54	産業廃棄物管理票(マニフェスト)D票の写しもしくはE票の写し(電子マニフェストの場合は受渡確認票)	×	<input type="checkbox"/>		指示後直ちに提示	産業廃棄物(Co塊, As塊等を再生資源化施設への搬出を含む)を搬出する工事	提出	—		1-1-23 建設副産物	該当工事

# 土木工事主要提出書類チェックリスト

・チェック欄には、不要なものは「×」、提出済みには「レ」を記入し、適切に処理すること。  
 ・※印は監督員が指示する場合にのみ提出等が義務づけられている書類である。

番号	提出書類等	様式有無	チェック	ホームページ名称	提示時期	対象工事	請負者	宛名	契約約款	共通仕様書	選択
55	交通誘導員配置計画 交通整理員勤務実績調査表 ・勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し) ・資格証明書の写し等資格要件が確認で居る資料	●	<input type="checkbox"/>	その他04	施工前 一月毎に1部提出	交通誘導員を配置する工事	提出	—		1-1-2 用語の定義 1-1-13 施工体制台帳 1-1-41 交通安全管理	該当工事
56	(施工管理等書類) ・出来形図表等 ・品質管理書類等	×	<input type="checkbox"/>		検査請求書提出時まで	全ての工事 施工管理基準:品質管理基準及び規格値各項による(測定数が5点以下の場合は作成不要)	提出	—	(監督員の立会及び工事記録の整備等) 第14条	1-1-25 数量の算出及び出来形図 1-1-32 施工管理	全て
57	・施工記録 ・支持層確認の資料 ・溶接工の資格証明書の写し ・溶接の記録等 ・品質管理資料等	×	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		しゅん工検査請求書提出時まで (資格証明書の写し)施工前	既製杭を施工する工事提出—	提出	—		2-4-4 既製杭工	
58	・施工記録 ・支持地盤確認資料 ・品質管理資料等	×	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		検査請求書提出時まで	場所打ち杭を施工する工事	提出	—		2-4-5 現場打ち杭工	該当工事
59	工事写真	×	<input type="checkbox"/>		検査請求書提出時まで	全ての工事	提出	—	(監督員の立会及び工事記録の整備等) 第14条	1-1-24 監督員による検査及び立会 1-1-28 工事しゅん工検査 1-1-32 施工管理	全て
60	・工事しゅん工検査請求書 ・工事部分払い検査請求書 及び検査に必要な書類	●●●	部分払い <input type="checkbox"/> 竣工 <input type="checkbox"/>	検査01 検査02	検査請求書提出時まで	全ての工事	提出	発注者	(検査及び引き渡し) 第31条 (部分払い) 第37条	1-1-28 工事しゅん工検査 1-1-29 部分払い検査	全て
61	事故報告(第〇報) ・位置図, 平面図, 横断面 ・現場写真, 施工体系図 ・安全訓練実施書等 事故報告書 ・I 事業の確認シート ・II 問題点の発生と原因分析シート ・III 改善策, 危険要因一覧等 (建設工事事故データベース)	×	<input type="checkbox"/>		事故発生後直ちに 原則, 事故発生後1週間以内	事故があった場合 労働災害のうち休業4日以上及び全治30日以上 の事故, 公衆災害又は監督員が指示した場合	提出(登録)	—		第1編第1章 1-1-38 事故報告	該当工事
62	施工合理化調査表及びデータ	×	<input type="checkbox"/>		しゅん工検査請求書提出時まで(適宜)	施工合理化調査該当工事	提出	—		1-1-17 調査・試験に対する協力	
63	モニタリング調査に必要な資料	×	<input type="checkbox"/>		しゅん工検査請求書提出時まで(適宜)	モニタリング調査該当工事	提出	—		1-1-17 調査・試験に対する協力	
64	諸経費動向調査表	×	<input type="checkbox"/>		別途通知による	諸経費動向調査該当工事	提出	—		1-1-17 調査・試験に対する協力	
65	請求書(工事完了後) 「08と同一様式」	×	<input type="checkbox"/>		完成後 (契約担当へ提出)	全ての工事	提出	発注者	(請負代金の支払い) 第32条		

